

令和 8 年度 東京都公害防止管理者講習 案内・申込書

受講申込受付

次の1から3のいずれかの方法により、お申込みください。

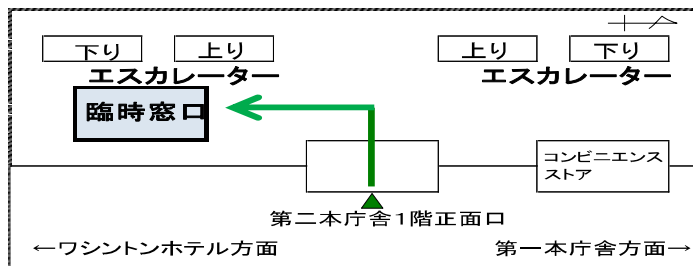
1 電子申請申込

東京都環境局ホームページ(令和8年度東京都公害防止管理者講習)から
受付期間 令和8年6月1日(月)～4日(木)
(※手数料納付期限:申込受付から7日以内)

2 臨時窓口(東京都庁 第二本庁舎1階)

受付日時 令和8年6月24日(水)、6月25日(木)
午前9時30分～午前11時30分
午後1時30分～午後3時
※受付時間にご注意ください。

(東京都庁 第二本庁舎1階 臨時窓口)



3 郵送申込

令和8年6月11日(木曜日)到着分まで受付

※本書2頁「2 受講申込手続(3) 郵送による申込みの留意事項」を必ずお読みください。

(申込書等送付先)

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階北側
東京都環境局環境改善部計画課 公害防止管理者担当

東京都公害防止管理者講習の目的

公害を防止するためには、事業者が、事業に伴い発生する環境への負荷を、適切に管理し、減少させていくことが重要です。

都の公害防止管理者制度は、特に公害発生の可能性が高いと考えられる工場において、公害防止管理者を選任し、施設の適正な管理や公害発生の防止に努めるとともに、行政及び地域住民の窓口とするため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：「環境確保条例」）で設置を義務付けたものです。

該当する工場（4ページ参照）では、必ず公害防止管理者を選任する必要があります。

この講習会は、公害防止管理者を養成することを目的として、実施します。

目 次

1 講習の種類及び受講資格	P 1
2 受講申込手続	P 2
3 講習内容・日程	P 3
4 講習修了の認定・通知について.....	P 3
5 修了者の登録・登録証の交付手続.....	P 3
6 東京都公害防止管理者の選任対象工場.....	P 4
7 東京都公害防止管理者を選任すべき工場の区分等.....	P 5
8 講習日程・会場・募集人員.....	P 6
受講申込書	P 7
受講申込書記入例	P 8

1 講習の種類及び受講資格

講習の種類	受講資格 (申込書には、資格等を証明する書類(写)を必ず添付してください。)	取得できる資格
一 種 講 習	<p style="text-align: center;">次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業法第44条第1項に定める第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状、第3種電気主任技術者免状、第1種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第2種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する方 2 ガス事業法第26条第1項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する方 3 技術士法第34条第1項に定める技術士登録証を有する方 4 高圧ガス保安法第29条第1項に定める甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有する方 5 医師法第2条に定める免許を有する方 6 薬剤師法第2条に定める免許を有する方 7 ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号に定める特級ボイラー技士免許を有する方 8 火薬類取締法第31条第1項に定める甲種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項に定める甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する方 9 毒物及び劇物取締法第8条第1項に定める毒物劇物取扱責任者となることのできる方 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に定める技術管理者となる資格を有する方 11 消防法第13条の2第1項に定める甲種危険物取扱者免状を有する方 12 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第9条第1項に定めるエネルギー管理士免状（旧法による熱管理士免状を含む。）を有する方 13 東京都二種（旧公害防止条例による東京都2級及び3級を含む。）公害防止管理者の資格を有する方 14 工場等において公害防止又は環境管理の業務に従事し、又は従事する予定の方（注） 	東京都一種公害防止管理者
二 種 講 習	<p style="text-align: center;">次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一種講習欄の1から12までのいずれかに該当する方 2 消防法第13条の2第1項に定める乙種危険物取扱者免状を有する方 3 高圧ガス保安法第29条第1項に定める乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免状を有する方 4 ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第2号に定める1級ボイラー技士免許又は同条第3号に定める2級ボイラー技士免許を有する方 5 火薬類取締法第31条第1項に定める乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項に定める乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する方 6 工場等において公害防止又は環境管理の業務に従事し、又は従事する予定の方（注） 	東京都二種公害防止管理者

(注) 工場等に勤務している、又は勤務する予定であることを証する書類として、会社が発行する在職証明書を添付すること。なお、受講申込書の勤務先の名称及び所在地が記載されていれば、身分証明書、社員証の写し等も可とする。

【国の公害防止管理者の資格をお持ちの方】

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する方は、本講習を受講する必要はありません。東京都の公害防止管理者に選任する場合は、「東京都公害防止管理者の資格登録」の手続後、選任届を区・市役所に提出してください。

2 受講申込手続

～各回定員に達した時点で受付を終了します。受付状況は、ホームページ上に表示(随時更新)します～

★受講申込に必要なもの★

ア 写真を貼った受講申込書(P7)

※電子申請の場合は、申込フォームの各項目欄への入力で完了します。

※写真(縦4cm横3cm)は、肩から上の正面・無帽・無背景・顔が鮮明に写っているカラー写真で6か月以内に撮影のもの。電子申請の場合は、申込みフォーム上で電子データを添付

イ 資格等を証明する書類の写

※電子申請の場合は、PDF等電子ファイルにして添付

ウ 手数料(非課税)

	電子申請	臨時窓口/郵送申込	備考
一 種	8,630円	8,200円	テキスト送料は、受講者負担です。
二 種	6,130円	5,700円	電子申請の手数料額には、テキスト送料分を含みます。

なお、受領した手数料は、いかなる理由があってもお返しできません。

エ (郵送申込の方のみ)「着払専用のゆうパックラベル」

郵送申込の場合は、講習で使用するテキストをゆうパック(着払い)で送付します。

送付先(宛名)を記入した「着払専用のゆうパックラベル」を申込書類とあわせてお送りください。

※申込受付後、テキストをゆうパック(着払い)で送付します。配達時に送料をお支払いいただけるようご準備ください。

(1) 電子申請申込み(受付期間：令和8年6月1日～4日)の留意事項

① 「東京都公害防止管理者講習受講申込み」フォームで受け付けます。

申込フォームURL(<https://logoform.jp/form/tmgform/1562162>)

※操作方法で不明な点がございましたら、次へお問い合わせください。

フリーダイヤル:0120-711-123(受付時間:平日午前9時から午後5時)

LoGoフォームお問合せフォーム: <https://logoform.jp/form/r8U7/597992>

② 手数料の納付期限(7日以内)にご注意ください。期限を過ぎると納付できません。

電子申請申込みでの納付額は、手数料とテキスト送料分を加えた金額です。

申込内容確認後に、支払い案内のメールを送信します。(クレジットカードまたはPayPay支払い。)

※電子申請では、領収書は発行できません。クレジットカードの利用明細やPayPayアプリの取引明細等でご確認ください。

③ テキストは、勤務先宛てゆうパックで送付します。確実に受け取れるよう、所属まで記入してください。



(2) 臨時窓口申込み(受付期間：令和8年6月24日、25日)の留意事項

① 受講の申込手続は、代理の方でもかまいません。必要書類・写真等が整っていることを確認して、お持ちください。

② 受付会場で、A4判テキスト計6冊(重さ約1.5kg)をお渡ししますので、持ち帰り用の手提げ袋等を持参してください。

(3) 郵送による申込みの留意事項

① 令和8年6月11日(木曜日)到着分まで受け付けます。

※郵送申込みは、電子申請申込期間終了後の受付(受講)番号とします。

② 受講申込に必要なもの(写真を貼った受講申込書、資格等を証明する書類の写し)と、**受講手数料(一種8,200円、二種5,700円)は、現金又は郵便為替(普通為替)にして、着払い専用のゆうパックラベルを同封(上記「エ」に同じ)のうえ、書留郵便でお送りください。**

※現金書留は、専用封筒でなくても、郵便局窓口で現金書留扱いとして差し出すことができます。

(送付先)

〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階北側
東京都環境局環境改善部計画課 公害防止管理者担当 宛

3 講習内容・日程

一種講習 <期間 3 日間>

講習科目		講習時間
一般科目	東京都の環境の現況と対策	45分
	環境保全に関する法令の概要	2時間45分
	環境確保条例等の解説	2時間45分
	企業における環境管理と公害防止管理者の職務	45分
専門科目	大気汚染対策	2時間45分
	水質汚濁対策	2時間
	有害化学物質対策	3時間
	騒音振動対策	2時間
修了テスト（三肢択一） 30問		1時間

二種講習 <期間 2 日間>

講習科目		講習時間
一般科目	東京都の環境の現況と対策	45分
	環境保全に関する法令の概要	2時間
	環境確保条例等の解説	2時間
	企業における環境管理と公害防止管理者の職務	45分
専門科目	大気汚染対策	2時間
	水質汚濁対策	1時間30分
	有害化学物質対策	2時間
	騒音振動対策	1時間
修了テスト（正誤式） 20問		30分

【受講当日の注意事項】

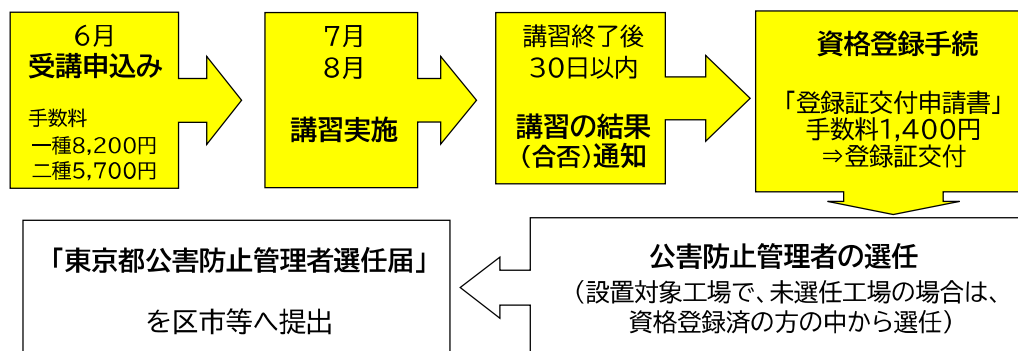
- ① 受講票、テキスト及び筆記具を持参してください。
- ② 講習会場周辺には、駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。
- ③ 講習会場(教室)は、午前9時より前には入れませんので、御注意ください。
- ④ 筆記用具等の貸出はいたしません。
- ⑤ 講習時の座席は、受講番号順に指定します。

4 講習修了の認定・通知について

- (1) 受講時間数を満たし、かつ、修了テストに合格した方を、講習修了者と認めます。
- (2) 講習の結果(可否)については、修了テスト受験者に対し、郵送にて通知します。
通知時期の詳細は、講習時に告知します。(電話による問合せには、一切応じられません。)

5 修了者の登録・登録証の交付手続

- (1) 東京都公害防止管理者への登録
講習を受講し修了テストに合格した方は、「東京都公害防止管理者登録証交付申請書」を提出していただきますと、東京都から登録証が交付されます。登録を行わないと「東京都公害防止管理者」の資格が発生しません。
- (2) 登録についての詳細は、「講習の結果について(通知)」(合格の場合のみ)に記載します。
(登録に当たっては、登録証交付手数料として、1,400円がかかります。)
- (3) 東京都公害防止管理者の選任届までの流れ



6 東京都公害防止管理者の選任対象工場

1 「環境確保条例」別表第8の工場

原則として、学校又は病院の敷地の範囲100m以内の区域において設置してはならないと制限されている次の工場(第78条位置の制限)

(1)	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
(2)	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
(3)	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
(4)	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
(5)	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
(6)	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
(7)	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
(8)	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
(9)	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

2 「環境確保条例施行規則」別表9の工場

発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場

7 東京都公害防止管理者を選任すべき工場の区分等

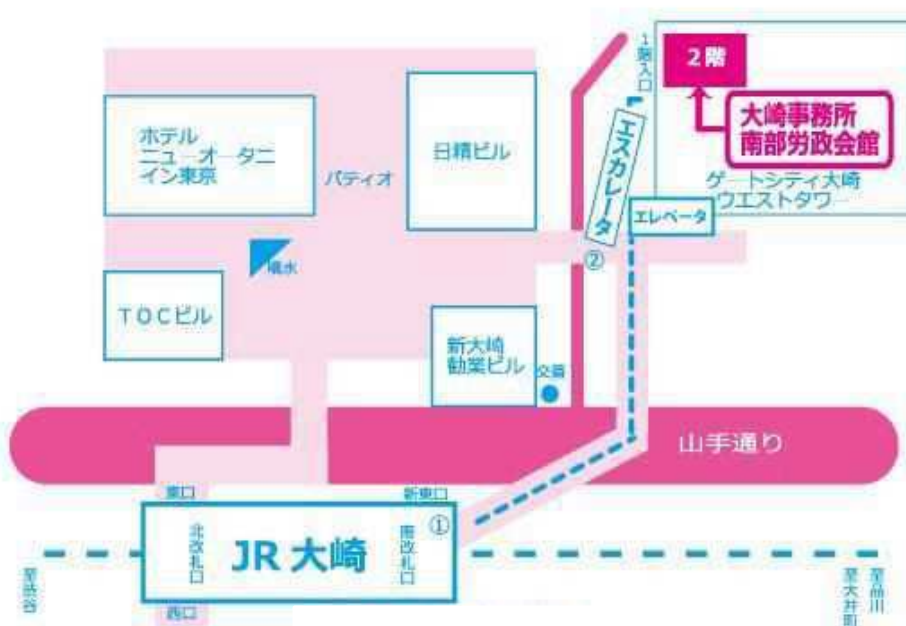
(「環境確保条例施行規則」別表第9)

工場の区分	公害防止管理者の区分
<p>条例別表第8に掲げる工場のうち、次に掲げる業種に属するもの（従業員10人以上に限る。）並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 非鉄金属第1次精錬精製業 (2) 鉛再精錬又は亜鉛第2次精錬業 (3) 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 (4) 鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業 (5) 有機質飼料又は肥料製造業 (6) 建設機械又は鉱山機械製造業 (7) 運送用車両又は運送用車両部品製造業 (8) 鋼船製造又は修理業 (9) トラクター製造業 (10) 亜鉛鉄板製造業 (11) 石けん又は合成洗剤製造業 (12) 合板製造又は薬品による木材処理業 (13) プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 (14) セメント製造業 (15) 舗装材料製造業 (16) 合金鉄又は電気炉鋳製造業 (17) 鍛工品製造業 (18) 圧縮ガス又は液化ガス製造業 (19) 界面活性剤製造業 (20) ソルダー製造業 (21) メタン誘導品製造業 (22) 医薬品又は農薬製造業 (23) 産業用火薬類製造業 (24) 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 (25) 表面処理鋼材製造業 (26) コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業 	<p>東京都一種公害防止管理者</p>
<p>条例別表第8に掲げる工場で、東京都一種公害防止管理者を選任すべき工場以外の工場</p>	<p>東京都一種公害防止管理者 又は 東京都二種公害防止管理者</p>

8 講習日程・会場・募集人員

種別 回数	一 種 講 習		二 種 講 習	
	第 1 回	第 2 回	第 1 回	第 2 回
日程	7月28日(火) 9:10~17:00 29日(水) 9:10~17:00 30日(木) 9:20~17:00	8月25日(火) 9:10~17:00 26日(水) 9:10~17:00 27日(木) 9:20~17:00	7月22日(水) 9:20~17:00 23日(木) 9:20~17:00	8月19日(水) 9:20~17:00 20日(木) 9:20~17:00
会場	東京都南部労政会館 第5・6会議室			
募集人員	70名	70名	70名	70名

◇東京都南部労政会館 第5・6会議室
(品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎ウエストタワー2階)



JR山手線, 埼京線, 湘南新宿ラインりんかい線
「大崎駅」南改札口(新東口) 徒歩3分

**申込書作成上の注意
(必ずお読みください)**

- ※印以外の欄は、申込者が楷書で明確に記入してください。
- 「①氏名」欄は、**住民票に記載されている文字で記入してください。**
資格登録する際に正しい文字で登載するため、略字を書かないでください。
- 申込書の□欄には、該当するものに✓印を記入してください。
- 申込書一番下の「⑦～該当する資格」の欄は、下欄の該当記号と資格の名称を記入してください。
記入した資格を証明する書類の写しを**必ず添付**してください。
- この用紙を下の(切り取り線)の位置で切り取り申込受付に提出してください。
- 申込時に記載された受講希望は、受付状況により御希望どおりにならない場合もあります。

受付年月日	※	受講番号	※	—
-------	---	------	---	---

**令和8年度東京都公害防止管理者講習
受講申込書**

東京都知事 殿
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく
東京都公害防止管理者

<input type="checkbox"/> 一種	<input type="checkbox"/> 第1回	} 講習を受けたいので申し込みます。
<input type="checkbox"/> 二種	<input type="checkbox"/> 第2回	

ふりがな			
① 氏名			
② 生年月日	昭和 平成	年	月 日 (歳)
③ 住所	(〒 -)	電話 ()	-
④ 勤務先等の名称			
⑤ 勤務先等の所在地	(〒 -)	電話 ()	-
⑥ 職業	<input type="checkbox"/> 工場(業種) _____	<input type="checkbox"/> 学生	
	<input type="checkbox"/> その他 _____		
⑦ 講習申込の該当する資格	(記号) 次の①～⑮から選択してください。	(名称) 左の記号に対応する名称を記入してください。	

二種	一種	①第1種・第2種・第3種電気主任技術者、②第1種・第2種ボイラー・タービン主任技術者、③甲種・乙種ガス主任技術者、④技術士、⑤甲種化学・甲種機械責任者、⑥医師、⑦薬剤師、⑧特級ボイラー技士、⑨甲種火薬類製造・甲種火薬類取扱保安責任者、⑩毒物劇物取扱責任者、⑪廃棄物処理施設技術管理者、⑫甲種危険物取扱者、⑬エネルギー管理士、⑭東京都二種公害防止管理者、⑮工場等勤務者
		⑯乙種危険物取扱者、⑰乙種化学・乙種機械責任者、⑱一級・二級ボイラー技士、⑳乙種火薬類製造・乙種火薬類取扱・丙種火薬類製造保安責任者

整理票 (令和8年度)

受講番号	※	—	※出欠
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日
講習種類	※		

写真

- 肩より上の正面・無帽・無背景・カラーで6か月以内に撮影したもの
- 大きさは、縦4cm、横3cmで枠なしのもの(裏に氏名を記入の上、全面糊で貼っ

記入例

◎工場等勤務者の場合、添付書類（在職証明・保険証・身分証明書）の勤務先名と所在地が同一であること。電話番号は、日中に連絡が付き番号を記入すること。電子申請の方は所属まで記入

日本標準産業分類
大分類・中分類

食料品製造業
電気機械器具製造業
建設業

この欄の記号と名称を記載する。
㉔～㉚（㉚を除く）は、その資格等の写し、
㉚については在職証明書等を添付すること。

受付年月日	※	受講番号	※	—
-------	---	------	---	---

令和8年度東京都公害防止管理者講習 受講申込書

東京都知事 殿
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく
東京都公害防止管理者

一種 第1回 } 講習を受けたいので申し込みます。
 二種 第2回

ふりがな	とうきょうたろう		
①氏名	東京太郎		
②生年月日	昭和 平成	58年 12月 13日	(41歳)
③住所	(〒149-0009) 電話 (03) 6777-1234 大田区蒲田9-8-7		
④勤務先等の名称	株式会社 都商事工業 生産管理部		
⑤勤務先等の所在地	(〒163-8001) 電話 (03) 5321-1111 新宿区西新宿2-8-1		
⑥職業	<input checked="" type="checkbox"/> 工場（業種）	鍛工品製造業	<input type="checkbox"/> 学生
	<input type="checkbox"/> その他		
⑦講習申込の該当する資格	(記号) ㉚ 次の㉔～㉚から選択してください。	(名称) 工場等勤務者	左の記号に対応する名称を記入してください。

二種	一種	㉔第1種・第2種・第3種電気主任技術者、㉕第1種・第2種ボイラー・タービン主任技術者、㉖甲種・乙種ガス主任技術者、㉗技術士、㉘甲種化学・甲種機械責任者、㉙医師、㉚薬剤師、㉛特級ボイラー技士、㉜甲種火薬類製造・甲種火薬類取扱保安責任者、㉝毒物劇物取扱責任者、㉞廃棄物処理施設技術管理者、㉟甲種危険物取扱者、㊱エネルギー管理士、㊲東京都二種公害防止管理者、㊳工場等勤務者
		㊴乙種危険物取扱者、㊵乙種化学・乙種機械責任者、㊶一級・二級ボイラー技士、㊷乙種火薬類製造・乙種火薬類取扱・丙種火薬類製造保安責任者

整理票 (令和8年度)

受講番号	※	—	※出欠
ふりがな	とうきょうたろう		
氏名	東京太郎		
生年月日	昭和 平成	58年 12月 13日	日
講習種類	※		

写真

1. 肩より上の正面・無帽・無背景・カラーで6か月以内に撮影したもの
2. 大きさは、縦4cm、横3cmで枠なしのもの(裏に氏名を記入の上、全面糊で貼ってください)

令和 8 年度

登録第 1 号

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



〈アクセス〉

JR線「新宿駅」、東京メトロ丸の内線「西新宿駅」徒歩約15分

都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」徒歩約5分

◇公共交通機関でお越しください。

◇ 担当・問合せ先 ◇

東京都環境局環境改善部計画課 公害防止管理者担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階北側
電話 ダイヤルイン 03(5388)3435

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/pollution_control/pollution_control

